シコ の 特 定 の 貨 物 に 係 る 関 税 の 緊 急 措 置 に 関 する 政 令 案) 照 文

置 昭 和 Ξ+ 五 年 法律第三十六号)(抄

る に関 関する日安税の緊急な

――『『こされた貨物についてメキシコ協定附『間と通算して三年以内に限る。)を指定し、ヶコ協定第五十三条1及び2の規定に基づき、政に与える重大な損害等の事す』~しゃのミュ 間 物 七 に の 税条人 の 事 許 生産 のの 実」とい 便 譲 に 2関する の **(**以 , う。 適 不この 用 等のがあった。 $\overline{}$ を受け IJ る もの お 当該貨物 て に 限る。)の 単に「譲 の輸 入の増 本国 許」という。) による 輸入の 以令で定めるところにより、貨物及び期間()る場合において、国民経済上緊急に必要がえ、又は与えるおそれがある事実 (第八項2)増加が重要な原因となつて、これと同種の6.1人の増加の事実 (第八項及び第十項において) とメキシコ合衆 国 特定の間 頃及び第十項においての種類の貨物(メキシ間の協定(以下「メモ `(第十項の規定により指定さ(があると認められるときは、、項及び第十項において「本邦 の シコ 貨物 て「メキシコ + シコ そ の 定 他用 第五 定 1特定貨物 途 が直接 より指定され う。 物 本邦の産業 の輸 定 入増 メの た期 キ 産 シ 業 づ 加

- 額 合において、 を超えるもの 指定されれ ·れか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち、更なる関税率の引下げを行わないものとすること。2.た期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又はおいてメキシコ協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の 又は当該貨物のうち一定の数量若税率の引下げを行うものとされて 若し L١ < る は場
- つき、次のうち 指定された期 間 内に ず 定 の 数 量 若 L < は 額 を 超 え る も ഗ

実行税 キシコ協 定の 効

- 2 5 の らない。 ができる。 定 のメ uる。この場合におたに基づき、当該埋い規定による措置を |おいては、当該措置は、当該指定しようとする期間||措置につき第十項の規定により指定された期間と通信をとる場合において、特別の理由により必要がある||力発生の日の前日における実行税率| る期間内において段階的に緩間と通算して三年を超え四年があると認められるときは、 Ιţ 2緩和され. メキ ・シコ協 期間 たも のでなければのを指定するこ 定第五十
- れた期間と勇軍・「基づな第五十三条5の規定に基づな場合」の規定による措置 き、政令で定めるところにより、|がとられている場合において、特 内 に 限 い延長 することが できる。 特 同別 項の の規定により指定された期間を第十項の規定理由により必要があると認められるときは、 規定 に 乂 より キシコ協 指 定 定
- 5 の 物 に つ き第 項 の 規 定 による措置をとる場合又はとつた場合に は、 乂 キシコ協定第五十三条9 に規 定する協

て ָרָי נֻי メ い り 、 い 政 コもにの 令 で につき新た 定 め 用することが の につきその で さる。 譲 許 を 修 正 ŕ 又 は 譲 許 が さ れ

- 定 とられ Ų そ た場合に の 貨物 お ١١ の (全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内には、メキシコ協定第五十三条11の規定に基づき、政令で定めてメキシコ協定第五十三条1及び2の規定による措置(次項・き新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用せるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているもの 実行税率の範囲内の税率による関税を課することができ 政令で定めるところにより、)措置 (次項において「メキシ キシコの緊 譲許がされている貨物コの緊急措置」という う。 を
- 8 は、 メキシコ特定 貨 物 の 輸 あると認め¹ 税力増加の1 るときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実に につい 7 。 十 分 な

証

7

5

その期間

- 9 がある場 前 項 の 調 査は 合に お 当該調 ١J て、 查 必 を開 要 が 始した日 あ か ら一年以内に 終了する ものとする。 ただし、 特 別 の 由により 必 要 が あ る لح 認 め
- 間 の 要があると認められるときの輸入増加の事実及びこれ政府は、第八項の調査が れる場 (二百日以内に限る。 **|**合には、)を指定 きは、 れ が)は、メキシコ協定第五十四条1及び4の規定に基づき、政令で定めにによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することがで、開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証! を六月以内に限り延長することができる Ų 次の措置をとることができる。 政令で定めるところに ₹ * 拠 により、 国民 経済上特に により、 乂 キシコ 貨 物緊及急 定 びに 期必物
- 合にお を超えるもの 指定された貨物につい ١J て、 指定された期間 につき 更なる関税率の てメキシコ協 い税率の範囲内において関税率を引き上げること。これる指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超える関税率の引下げを行わないものとすること。「内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若なキシコ協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされて、 U L١ < る は場
- つき、次のうち 指定された期 間 内に ١J ず れか低い る も ഗ

実行 キシコ協 税 率 定 の 効 力 発 生 の お け る実行

税

率

のる とした場 ば、 とられ 終了し 第八項 合に課される れていた明した日からの調査が 間内に輸入される同項の規定にら六十日以内に還付しなければ一が終了したときは、第一項の規 関 税 の 額 したときは、 を超える場 合に お ける当 より指定された貨物につき、第ならない。同項の規定により課 定による措置を 該 超える部分の関 とる場 税につい 合を除 ても、 第 一 項 され 前 頃の規定により関発れた関税の額が、同 同 項 様とする。 の 規 定に より 税 同 課 が項 さ 課 のれ た れ 定 関 る 税 ょ を

15 12 に 定め る も の の ほ か、 こ

れ 5 の 規 定 の 適 用 に 関 U 必 要な 事 項 は 政 令で定める。

税 法 昭 和 _ + 九年法 律第六十一 号) へ 抄

第 百二条 ?するとともに、次に掲げる事項についての統計を作成し、その閲覧を希[二条 税関は、政令で定めるところにより、税関の事務についての証明:証明書類の交付及び統計の閲覧等) 閲覧を希望する者があるときは、これをその者の閲覧に 書類 の交付を請求する者があるときは、 これ を 供交

二及び三 (省 略) 一 輸出され、若しくは積しなければならない。 積 み戻され、 又 は 輸入された貨 物

5

急関 税等に関 する政令 (平成六年政令第四百十七号) (抄)

あが一へ る本邦の生産者をいうものとする。! 直接に競合する貨物(以下「同種貨物等」という。) の本邦における総生産高に占める生産高条 | 関税定率法(以下「法」という。) 第九条第一項に規定する本邦の産業とは、当該輸入貨本邦の産業) 0生産高の割合が設輸入貨物と同様 割合が 種 相の貨 の物 割 そ 合 以他 用 途

条 調

第 三 へ すること ›ることが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される調査の期間及び延長の理由を官報で告示(財務大臣は、法第九条第七項ただし書(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定に『査の期間の延長) 報で告示 ロ示しなければより調査の問 が 期 な 間 5 を な延

に団直接四 IJ ようとする事 実 並 びに当該証 拠又は 証言を秘密として取り扱うことを求めるときはそ の旨及び その 理 由を記

面 L な れ ば な 5 な

- 2 又 た 書面 は 定する を提 大臣 を 出し しようとする なけ れば ならな 間 者 1は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場[中必要があると認めるときは、利害関係者に対し、法第九条第六項 3、その旨及びその1場合において、証 に 規定する事 実 理 拠 又 由 を は 「を 記 提同 出条
- 知 [を求め 財務 し なけ 大臣 れ る場合は、 にばなら ば は、証言の 利害関係が の者 の聴取の日にならない。 1時及び! ひ場所その他証言段の規定による証 |言の聴取のために必要な事証言の求めがあった場合又 合又は前項前段の B関係者に対しまり規定により利p 害 面関 に係 よ者 りに 通証
- て 下この条 務 大臣は、 おい 第一項前の うれた者が前二項の規定により提出した書面の内容が適当でない別規定により秘密証拠に係る書面の提出を求められた者が前二時した書面を財務大臣に提出しなければならない。い要約を記載した書面の提出を求めるものとする。い要約を記載した書面の提出を求めるものとする。話拠」という。)があるときは、当該証拠を提出した者に対品段又は第二項前段の規定により提出された証拠で秘密として関 ものとする。 証拠を提出した者に対し、当れた証拠で秘密として取り扱 当該秘 扱うことを適当と認 8密証拠 につい て め の る 秘 も 密の ح し以
- 5 前項の書面の提出の取り扱うことを開 旨 及 びその理士 らない。 きない と考えるとき Ιţ そ
- 6 合又は ベ な 務 ١J 大臣 当 も 該 以提出を ば のとすることができる。 第 四 を求められた者が前二項第四項の規定により秘密田を記載した書面を財務 い項 いと認める場合には頃の規定による書页 は、面の の 当 提 該出 秘 を 証な 拠い を場
- うことが て取りな 当該秘 財 務 速 でやか 大臣 扱うことの に、そ 求められ ば、 の旨及び 第一項前 たも)求め び の 段又は その理 を 撤回せる ず、 か ر ا ا 当 該 証拠についての ものとすることができる。 場合におい. 過当でない. 80められる要約を17て、財務大臣は いと認める場合にのうち当該証拠を を 提出し 載 当 ||該証拠を提出 し た た 書面 証拠が を提 を提 5 出した者が秘 出 出し U ح た者 な て ۲ に き密はと 対 IJ し扱
- やか に、その旨 がら前項までの規定は、第一項前段又は第二項前段の規2、その旨及びその理由を当該証拠を提出した者に対し書1(臣は、第一項前段又は第二項前段の規定により提出され2密として取り扱うことが求められた証拠を調べないもの ^焼定によりされた 画面により通知 -れた証拠を前二ほ りされた証言について準用り通知しなければならないを前二項の規定により調べ ベ な ١J も の ح ا たときは
- 四 項 て準用 する。

条 意 見 の 明

第 五 する) 以 ことが 条の規定により告示下「産業上の使用者 調 查 が開 できる。 始 され た た だ 場 Ų され 合に 等 す」という。「において、 た同条第一 主 要な消) 又は 費者の 五 五号に掲げる期間)又は当該貨物の利害関係者、当該 寸 体が意見 限の該 限までに、当該短い主要な消費者の を表 調 査 明 に は消費者のに係る貨物の することが 該調 調査に関し、財務の団体(以下「大物の産業上の使用 で きるの は 主要 務 用 大臣 当該 者 な 若 しく 貨 に 消 対し、京 物 が は 販 小 寸 書 売 売 |面により意見も| に供 者若 され < てい)のは団 る を 表

限

2 調査 務 大臣 に 関 Ιţ Ų 調 書 查 の 期 面 に ょ 間 る意見の表明を求めることができる。中必要があると認めるときは、利害問 関 係 者 産 業 上 の 使 用 者 等 又 it 主 要 な 消 費 者 の 4 体 に 対

条 産 上 の が使用 者 さり、 び 場 消 費 者 お団 情 報

六へ そ る。 の 五 ٦ に 由 の場 を 掲 查 記 げ 載し 合 る に 期 始 た書 お限いま でに 面 Ţ た を 合に 情 報 提 要な消費者の団体提出しなければな情報を提供しよう 当 を該 いれて、 調査 の ` 対 産 の団体が情報を提供ればならない。しようとする者は、 対象となっている事がまとなっている事がある。 当事又該項は 該情報を秘密としてE型以に関する情報を財務は主要な消費者の団体 取り扱いない うこと に第 対し 条 を 書の で求めるときは、盲面により提供す 規 によに ょ IJ 告 す 示 ることが さ れ 旨及 た 同 び で条

2 る 前 段 るも の 規 定により主要 とする。 供 することができるの は、 当 該 調 查 に 係 る 貨物 が 小 売 に 供 2 れ て LI

大に 限 の

3 那となっている事項財務大臣は、調本 ない する者 は、 当 該 {情報を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理,項に関する情報を書面により提供することを求めることができる。{査の期間中必要があると認めるときは、産業上の使用者等又は主要 さる。これを主要ない 理由 を の消 を記載した書面を切場合において、活費者の団体に対 を提出し 情 報 しを な 提 け 供 調 れ し査 よの う対

四条 第 四 項 か 5 第 八 項 ま で の 規 定は、 第一 項 前 段 又は 前 項 前 段 の 規 定 に ょ ij 提 供 2 れ た 情 報 に つ ١J て 準 用

七个

密 次 第係は第 下 iとして の条にお この IJ うこと 五 者 そ 項に の 条 若 ょ 前 を 及 取 L١ し IJ の び り扱 て単 < 秘 証 若 次条に しく 拠 た は密 扱うことが適当でまずに「意見」といる火条において「証拠の条にないで、証拠の第七項後段(これ 条においるの情報・ 5 て (その性 閲 れた情報 は 面 (以下 係 さ ۲ た せ し 質 なけれ 段(これらの規定なりて提供された証拠 を 上 前 秘 段 に 条及 が れ 密として の お ればならない。. 赤及び次条にお 規定 小 ١١ 売に て、 に た証拠及び秘密の情で取り扱うことが適により提出された証明をしていません。 供 さ ħ お ただし、 る場 合 主 報 情 適 証 段若しくは第三項党派第一項又は第二項 産業上 報とし 当で お 等 拠 女な消費者の守」という。いて準用する 限 な いて の る あ U 規 ると認 準用· の τ < 定)使用: され する第四 はにこよ **伊用者等又は主要な消費者の弗三項前段の規定により提供は第二項の規定により表明さ** ける場 の 寸 め れり を利害 ら ら れ の 5 告 体 I 条 合 が 言 示 第 証 を を る さ 含む。の記録を表現した。 関四 拠 係項 た より 同) တ 第五項 た書 び 条 さ 見 証 産 第 提 規定 又 面 言 れ 五 上若の は 供 さ を をた 供された意見、 により提出 しくは 4 除 情 の 証 体に 使 ζ 取し 報 言 掲 用 をげ より 情報 を 者 第 た 録 る 又 閲 等 七 出 取 文は 以 は 秘 ~ そ さ 面 U 、下この条点 す 後 密 れ同 たま 亚 との性 た 主 段 条 で、 に 規定 質上 て 面 四 利 取 及 害 U $\overline{}$ 項 にり秘 び以 <

る

2 目 らない。 前項の規 関 定 係 に より証 者、 産業上 拠 等、、 一の使用者等又は、意見又は情報 主要 等の 安な消費者の閲覧をし-しようとする者は、 の団体に該当する事 閲覧 情 をしようとする を記載し た書面 |を財務・ 等、 大臣 意 世に提出・ U 情 なけ 報 等 れ の ば 標

条 閲 覧の 象とさ はれ た 証 等、 意 見及び 情 報 等 する 証 拠 の 提 出 等、、 意見 の 表 明及び情 報 供

第 八 ۲ され 利害関! た 証 拠 係 者 意見又は 第 二 一条の規 情報 定 んに 頃の規定に関し、こ より告示 財務 大さに にた対同 Ų 条第六号に 証拠 を 2提出し、 に掲げる期 る期 限 又は証言をすることができる。 までに、 前 条 第一 項の規 定 に より 覧 の 対

2 の 利害関い 務 大臣は、 必要な事 利 項を当り 害関 係 該利 者 1から前 利害関係者に対し書面にから前項の規定による証情報等に関し、 財務大臣 |費者の団体は、第二条の規定により面により通知しなければならない。る証言の求めがあった場合は、証言 一言の聴 取 の日時及び場所その 他 証 言 の 聴 取

3 することができる。 場合に限 害関 条第一項 係 者、 uる。ただ. 以の規定に. 産業上の .し、主要な消費者の団体が意見を表明することができるのは、調査に係る貨物が小売に.より閲覧の対象とされた証拠等、意見又は情報等に関し、財務大臣に対し、書面により.使用者等又は主要な消費者の団体は、第二条の規定により告示された同条第六号に掲げ 意見 供 る ż 期 れを 限 て表明 ま で

る。 る。

の 規定 上 ಠ್ಠ た とにより閲覧の対象1の使用者等又はも だ 主要 な消 対象とされた証拠等は主要な消費者の団 費 谷の 寸 体 が情報 等、 寸 を提供 体)提供することができるのは、調査に係る貨物:意見又は情報等に関し、財務大臣に対し、書:は、第二条の規定により告示された同条第六 書面により情報を提供することがで、六号に掲げる期限までに、前条第一 が 小 売に 供 され τ る場 .限る。

5 聴会

第 九 の を 前 証 開き、 段若し 使用者等若し 言 条 うくは前り 利害関係者の証 第一 ıά < 条 ぶ第四項 項若し は 主要 第 兀 な消費 < 言 の 条 若しくは利 規 は 第 第二 定により提供され第二項若しくは前 者 項 前段 の 団体に 害関 若 しく 係者、 よる情報 は 第二項 の提 前 供 段 -分でないと認めり規定により表明 を受けることができる。 使用者等若しくは主要な消費 若しく は と認め 前 条 明 第 るとき さっれ項 16は、調査のれた意見又は質の規定により 者 じ り 提 の期間中、 第 の 第六条第一7提出され 寸 体 された の 意見を聴 当該 項 前 証 調査に関し 段 拠 若 若 ð しく しく は は は 公聴会 産 さ れ た